

金融商事の目

## 遺言控除を憂う

本山 敦

立命館大学法学部教授

7月9日の朝刊各紙は、自民党の「家族の絆を守る特命委員会」が、「遺言控除」の新設を目指している旨を伝えた。例えば、日経新聞は、「遺言による遺産分割を促し、相続をめぐるトラブルを防ぐ狙いだ。」としつつ、「控除を受けるために有効な遺言の形式など制度設計に課題は残る。」と指摘した。また、東洋経済誌は、「実現すれば、遺言書を作る人が急増するとともにいわゆる『争族』が減り、若い世代への資産移転が進むと期待される。」と評価した(8月1日号84頁)。

いまのところ、遺言控除の中身は一切不明である。そこで、不明をよいことに、遺言控除の問題点について検討してみたい。

第1に、上掲の日経も指摘する通り、控除の対象となる遺言の種類の問題がある。遺言には、普通方式3種類(自筆証書、公正証書、秘密証書)、特別方式4種類(死亡危急、伝染病隔離、在船、船舶遭難)の合計7種類がある。では、どの遺言でも控除の対象にしてよいのだろうか? 特に、自筆証書を控除の対象に含めてしまうと、被相続人の死後、けしからん相続人らが控除を自的に自筆証書の捏造に及ぶかもしれない。そこで、捏造の可能性が皆無と思われる公正証書に控除の対象を限定することも考えられる。しかし、民法の起草者は、「自筆証書ハ健全ニシテ証書ヲ作ルニ付キ困難ヲ感セサル者」が、「公正証書ハ無筆者、重病者等自ラ証書ヲ作ルコト能ハス又ハ之ヲ作ルニ付キ困難ヲ感スル者」が、専ら利用すると想定していた(梅謙次郎『民法要義5復刻版』277頁(有斐閣・1984年))。また、民法の構成からは、自筆証書が遺言の原則形と解される。したがって、自筆証書を控除の対象外にするとしたら、かなりの説明が必要となろう。

第2に、〈捏造の可能性〉や〈法的効力の不確実性〉を強調して自筆証書を排除し、公正証

書に控除の対象を限定するとする。控除額が公正証書の作成費用に見合えば、公正証書の作成が「急増」すると思われる。ところで、平成26(2014)年、全国約500名の公証人が作成した遺言は、104,490件であった。平成元(1989)年の40,935件から、四半世紀で実に2.5倍になった。単純計算で、1公証人当たり年間200件の遺言を作成しているのであり、公証役場は、連日、遺言の作成でバタバタしていると推察される。このような状況で、公証人には、さらに多くの遺言を作成する余力があるのだろうか? 公証人の執務が雑になり、公正証書の無効事例(大阪高判平成26・11・28本誌1467号16頁など)も「急増」するのではないかと、懸念されるのである。

第3に、控除適用の基準時はどうなるのだろうか? 遺言には、作成年月日が明記される。仮に、平成28(2016)年4月1日から遺言控除が開始された場合、同日以降に作成された遺言が対象になるのか(作成日基準)、それとも同日以降の遺言者の死亡(相続開始=遺言の効力発生)が対象になるのか(死亡日基準)。遺言に特典を与える趣旨からは、死亡日基準として、過去に作成された遺言にも遡及して控除の網を掛けたいところである。しかし、遺言者の意思の尊重という観点からは、作成日基準として、控除を望む遺言者は、過去の遺言を撤回し、控除を求めて新たな遺言をすべきともいえる。

畢竟、最大のポイントは控除額であろう。数十万円でも、公正証書の作成費用とチャラになる。数百万円ともなれば、相続税の納税義務者(相続人)は、とにかく遺言をするよう被相続人に迫るだろう。その結果、多数の遺言が飛び交い、上掲の大阪高判平成26・11・28のように4通もの公正証書が出てきて、3年以上の裁判になってしまっただけでは、「トラブルを防ぐ狙い」という前提・想定が、ブラックジョークになりかねないのである。

(Atsushi MOTOYAMA)